

津市建設工事執行に関する要綱

平成18年1月1日訓第178号

改正 令和6年3月25日訓第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う建設工事の執行方法について、円滑かつ適正な履行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕をいう。
- (2) 監督員 規則第18条第1項の規定により、工事に関し監督員として任命された職員をいう。
- (3) 受注者 本市と請負契約を締結した者をいう。
- (4) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (5) 設計図書 設計書、図面、特記仕様書、共通仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。
- (6) 特記仕様書 共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (7) 図面 入札等に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (8) 共通仕様書 三重県公共工事共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）等、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

(9) 現場説明書 工事の入札等に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

(10) 質問回答書 入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書類をいう。

(監督員)

第3条 市長は、工事に係る受注者が決定し、当該工事の監督員を任命するときは、工事監督命令書（第1号様式）を監督員に交付しなければならない。

なお、監督員は、正監督員を1名、副監督員を1名以上とする。

2 監督員は、契約の適正な履行を確保するため厳正にその職務を執行しなければならない。

3 市長は、監督員を任命し、または変更したときは、受注者に対して監督員選任通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(提出書類)

第4条 監督員は、受注者からの次に掲げる提出書類について、当該工事の契約図書と照らし、工事の適正な執行を確保できるものについては受理し、補足又は記述が必要な場合には適宜な指導を行わなければならない。

(1) 工程表（第3号様式）

(2) 施工計画書

(3) 工事着手届（第4号様式）

(4) 現場代理人及び主任技術者選任届等（第5号様式）

(5) 契約図書により提出が求められているもの

(6) 工事完成報告書（津市工事検査要綱（平成18年告示第41号。以下「検査要綱」という。）第2号様式）

(7) 監督員から指示したもののほか、受注者から提出される各種書類

(受注者への指示)

第5条 監督員から受注者に対する指示、承諾等は、原則として、工事打合せ簿（第6号様式）等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、速やかに工事打合せ簿により監督員と受注者の双方が指示内容等を確認するものとする。

(工事材料の確認)

第6条 監督員は、設計図書において監督員の試験又は確認を受けて使用すべきものとして指定された工事材料及び監督員の立会いの上調査し、又は調査

について見本の確認を受けるものとして指定された工事材料並びに監督員が指示した工事材料に関して試験、立会い又は確認を行わなければならない。

(工事施工の立会い)

第7条 監督員は、設計図書に示された施工段階において設計図書に基づき、臨場等により確認を行わなければならない。

2 監督員は、主要な工種について、設計図書に基づき臨場等により施工状況の把握を行うほか、立会いを行わなければならない。

(契約図書不適合)

第8条 監督員は、工事の施工が契約図書に適合しないときは、受注者に改造を指示しなければならない。

(工事内容の変更)

第9条 監督員は、工事に係る現場の状況その他の事情により、当該工事の内容、工期又は契約金額を変更する必要があるときは、工事変更理由書(第7号様式)を添えて速やかにその変更に関する設計図書を作成しなければならない。ただし、軽微な変更等は、一括して工期末(債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末)までに行うことができる。

(工事の一時中止、打切り等)

第10条 監督員は、規則第27条第1項及び同条第2項の規定に基づき工事を一時中止する必要があると認めるときは、予め工事打合せ簿により指示し、市長は、速やかに工事施工一時中止通知書(第8号様式)により受注者に通知しなければならない。また、中止された工事を再開する場合には、工事施工再開通知書(第8号様式)により通知するものとする。

2 市長は、工事を打ち切る場合においては、工事打切り通知書(第9号様式)を受注者に交付し、検査要綱第3条第4号の規定による随時検査を受けて精算を行い、契約解除するものとする。

(変更工程表等)

第11条 監督員は、前2条の規定により工事内容又は工期の変更を決定したときは、受注者から変更施工計画書及び変更工程表を提出させなければならない。ただし、工期、数量等に係る軽微な変更の場合は、変更施工計画書の提出を要しない。

(施工期限の変更)

第12条 監督員は、受注者から工期の延長を求められたときは、速やかにその理由を調査し、工期延長承認意見書(第10号様式)を作成しなければな

らない。

2 市長は、前項の理由が受注者の責めに帰すべきものであると認めるときは、速やかに工事遅延損害金計算書及び通知書（第 1 1 号様式）により受注者に通知しなければならない。

（部分払）

第 1 3 条 監督員は、当該工事の契約条件による部分払の請求が受注者からあったときは、規則第 4 1 条各項の規定に基づき、出来形部分及び出来高部分の確認を行うとともに、その部分に係る設計図書及び工事出来高部分調書（第 1 2 号様式）の作成を行い、出来高部分支払金額を算定し、検査要綱第 3 条第 2 号の出来高部分検査を受けなければならない。

（関連工事の調整）

第 1 4 条 監督員は、当該工事及び本市発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工についての調整をしなければならない。

（工事目的物等の損害）

第 1 5 条 監督員は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物若しくは工事材料について損害が生じたとき、又は工事の施工に際し事故が発生し、若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、市長に報告しなければならない。

（検査）

第 1 6 条 監督員は、受注者が検査要綱第 3 条各号の検査を受けようとするときは、検査目的にあった関係書類を受理し、検査要綱第 9 条各項に基づき、検査実施の手続をしなければならない。

（手直し工事）

第 1 7 条 監督員は、受注者が検査要綱第 1 3 条第 1 項の規定による手直し命令を受けた不合格部分に係る手直し工事が完了したと認めるときは、手直し工事完了報告書（第 1 3 号様式）の提出を求め、速やかに検査要綱第 1 3 条第 2 項の規定により当該手直し部分に係る検査手続をしなければならない。

（工事監督復命）

第 1 8 条 監督員は、検査要綱第 1 2 条第 2 項の規定による検査合格通知書の送付を受けたときは、遅滞なく工事監督復命書（第 1 4 号様式）により復命しなければならない。

（工事整理簿）

第19条 工事担当課長は、工事1件ごとに、工事整理簿（第15号様式）に必要な事項を記載して整理しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行前に合併前の津市建設工事執行に関する要綱（昭和49年4月1日施行）、久居市建設工事執行規則（昭和46年久居市規則第19号）、久居市建設工事執行規則に規定する提出書類の様式を定める規程（昭和46年久居市規程第5号）、芸濃町建設工事執行規則（昭和42年芸濃町規則第5号）、美里村建設工事執行規則（平成12年美里村規則第27号）、安濃町建設工事執行規則（昭和30年安濃町規則第5号）、安濃町建設工事執行規則に規定する書類の提出手続および様式を定める規程（昭和30年安濃町告示第11号）、一志町建設工事執行規則（平成10年一志町規則第10号）一志町建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める規程（平成10年4月1日施行）、白山町工事執行規則（昭和32年白山町規則第5号）、白山町土木工事執行規程（昭和32年白山町規程第4号）、美杉村建設工事執行規則（昭和30年美杉村告示第30号）若しくは美杉村建設工事執行規則に規定する書類の提出手続および様式を定める規程（昭和30年美杉村告示第31号）又は解散前の津市ほか4箇町村衛生施設利用組合建設工事執行規則（昭和58年津市ほか4箇町村衛生施設利用組合規則第3号）、久居地区広域消防組合建設工事執行規則（平成10年久居地区広域消防組合規則第3号）若しくは久居地区広域消防組合建設工事執行規則に規定する提出書類の様式を定める規程（平成10年久居地区広域消防組合規程第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和6年3月25日訓第12号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

工 事 監 督 命 令 書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

次の工事について、設計図書に基づき ^{正監督員}副監督員 として監督することを命ずる。

工 事 名		
工 事 場 所	地内	
契 約 金 額	金 (うち消費税額及び地方消費税額)	円 円)
契 約 年 月 日	年 月 日	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
受注者	住所又は 所在地	
	名称及び 氏 名	

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第2号様式（第3条関係）

監督員選任（変更）通知書

（記号番号）

年 月 日

（受注者）様

津市長（氏名）印

次の工事について、次のとおり監督員を変更しましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	地内
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
監 督 員	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
監督員（変更後）	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
	職 名 氏 名

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第3号様式（第4条関係）

工 程 表

年 月 日

（宛先）津市長

受注者 住 所
氏 名



年 月 日契約した次の工事を別紙工程図表のとおり施工します。

工事番号		工事名	
工事場所			
工 期	着手 完成	年 月 日 年 月 日	
契 約 額			

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができます。

※ 受注者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

別紙

工程図表

工種 \ 月	月	月	月	月

第4号様式（第4条関係）

工 事 着 手 届

年 月 日

（宛先）津市長

受注者 住 所
氏 名



次のとおり工事を着手しますのでお届けします。

工 事 名

工 事 場 所

地内

工 期

年 月 日から

年 月 日まで

契 約 金 額

契 約 締 結 日

年 月 日

工 事 着 手 日

年 月 日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができます。

※ 受注者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第4条関係）

現場代理人及び
主任技術者選任届
主任技術者変更届
監理技術者選任届
監理技術者変更届

年 月 日

（宛先）津市長

受注者 住 所
氏 名 ㊦

工 事 名

工 事 場 所

地内

契 約 金 額

金

円

（うち消費税額及び地方消費税額

円）

現場代理人

住 所
氏 名
最 終 学 歴
職 歴
経 験 年 数
取得資格名

主任技術者

住 所

監理技術者

氏 名

最 終 学 歴

職 歴

経 験 年 数

取得資格名

監理技術資格者登録番号

上記工事を請け負うについては、津市建設工事執行規則第20条第1項により、現場代理

人及び 主任 技術者を上記のとおり 選任 しましたのでお届けします。
監理 変更

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができます。

※ 受注者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第9条関係）

工事変更理由書

工 事 名		
工 事 場 所		地内
工 事 種 別		土木一式・建築一式・電気・鋼構造物・ほ装・塗装 機械器具設置・造園・その他（ ）
工 事 概 要		
契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び特別消費税額 円)
変 更 契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び特別消費税額 円)
変 更 金 額 増 減 額		増 ・ 減 金 円
工 期	変 更 前	年 月 日から 年 月 日まで
	変 更 後	年 月 日から 年 月 日まで
受 注 者	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
変 更 理 由		

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第8号様式（第10条関係）

工 事 施 工 一 時 中 止（再 開）通 知 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（受 注 者） 様

津市長 （氏 名） 印

次のとおり工事を一時中止再開しますので通知します。

工 事 名

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

契 約 金 額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

一時中止期間 年 月 日から 年 月 日まで

一時中止の部分

一時中止の理由

再 開 期 日 年 月 日

変更による完成予定期限 年 月 日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第9号様式（第10条関係）

工 事 打 切 り 通 知 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（受 注 者） 様

津市長 （氏 名） 印

次のとおり工事を打ち切りますので通知します。

工 事 名

工 事 場 所

地内

工 期

着手日 年 月 日

完成日 年 月 日

契 約 金 額

金 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）

工事打ち切り理由

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第10号様式（第12条関係）

工期延長承認意見書

監督員（氏 名）

別添、工期延長願いの提出を受けて調査しました結果、次のとおり工期延長を承認したいと思えます。

工 事 名		
工 事 場 所		地内
受注者	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契 約 年 月 日		年 月 日
工 期		年 月 日から 年 月 日まで
延 長 工 期		年 月 日まで
工期延長を要する理由		
上記理由に係る調査結果及び監督員の意見等		

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第11号様式（第12条関係）

工事遅延損害金計算書及び通知書

(記号番号)

年 月 日

(受注者) 様

津市長 (氏名) 印

年 月 日付けで申出の次の工事の工期延長に伴う工事遅延損害金について、受注者に対し通知します。

工 事 名		
工 事 場 所		地内
受注者	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契 約 年 月 日		年 月 日
工 期		
延 長 工 期		
延 長 日 数		
遅 延 損 害 金		未履行部分相当額 円×年率× /365= 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
工期延長を要する理由		

(注) 1 未履行部分相当額とは、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額をいう。

2 年率とは、工事遅延損害金を計算するため、津市建設工事執行規則第46条第1項で規定した率をいう。

3 工事遅延損害金は、別途納付書により徴収します。

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第12号様式（第13条関係）

工事出来高部分調書（第 回目）

年 月 日

事業担当部長等

（職 名） （氏 名）

次のとおり出来高に相違ありません。

工 事 名		
工 事 場 所		地内
設 計 金 額	金	円
契 約 金 額	金	円
契約金額歩合		
今回までの出来高部分設計金額	金	円
出来高に歩合を乗じた金額	金	円
出来高に歩合を乗じた 金額の10分の9の金額	金	円
前回までの支払金額	金	円
前金支払額	金	円
$\frac{\text{前金支払金額} \times \text{出来高部分の設計金額}}{\text{設計金額}}$	金	円
出来高部分の支払金額	金	円
支払い限度額	金	円
今回の支払い金額	金	円

$$\text{※ 請求額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計金額}} \times P - \text{前払金支払額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計金額}}$$

$$P = 10\text{分の}9$$

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第13号様式（第17条関係）

手直し工事完了報告書

年 月 日

（宛先）津市長

受注者 住 所
氏 名



年 月 日付けで手直し工事の命令を受けました部分の手直しが完了しましたので報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	地内
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
手 直 し 期 限	年 月 日
手直し工事完了年月日	年 月 日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができます。

※ 受注者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第18条関係）

工事監督復命書

年 月 日

(宛先) 津市長

監督員 (氏 名)
(氏 名)

次の工事が完成しましたので復命いたします。

工 事 名			
受 注 者			
契 約 金 額	当 初	金	円
	最 終	金	円
工 期	当 初	年 月 日から	年 月 日まで
	最 終	年 月 日から	年 月 日まで
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 合 格 通 知 日	年 月 日		
備 考			

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第15号様式（第19条関係）

工 事 整 理 簿

年度	整理番号		業 種		契約方法	指名競争入札・一般競争入札・随意契約									
工 事 名					工事場所	津市 地内									
受 注 者					監 督 員										
工 期	当初	年	月	日から	変更	年	月	日から	変更	年	月	日から			
		年	月	日まで		年	月	日まで		年	月	日まで			
契約締結日	年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日					
設 計 金 額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)					
契 約 金 額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)					
工 事 の 概 要															
変 更 理 由															
検 査 員				完成年月日	年	月	日	検査年月日	年	月	日	手直し工事	年	月	日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。